

<資料 3>

令和2年7月16日
臨時記者会見資料

感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金について

インフラ関連事業者等に対し、感染拡大防止の取り組みと事業活動の継続支援を目的として実施する。

補正額 1億4896万円

■目的：緊急事態措置の期間終了とともに経済活動が再開されたが、いまだ新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策が引き続き必要な状況である。本市では、市民生活を基盤の部分で支え、環境整備に寄与するインフラ関連事業者等に対し、感染拡大防止の取り組みと事業活動の継続支援を目的として、本事業を実施する。

■内容

- ・法人1事業者あたり 30万円、個人事業主1事業者あたり 15万円
- ・市内で複数の対象事業所を運営する場合は、支給額を2倍とする。

■対象

以下のすべての条件に該当する事業者

- (1) 中小企業者、小規模企業者または個人事業主であること。
- (2) 市内において事業所を有すること。
- (3) 事業所において、日本標準産業分類による「農業」、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業」、「専門サービス業」、「広告業」のいずれかに該当する事業を実施していること。
- (4) 東京都における緊急事態措置を実施する前（令和2年4月10日以前）から事業を実施しているもののうち、原則として東京都感染拡大防止協力金の対象施設に該当しないこと、かつ武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金の交付を受けていないこと。
- (5) 市が認める感染拡大防止策を、原則、すべて実施していること。
- (6) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。

■要件

以下の感染防止策を、原則、すべて実施していること

- (1) 飛沫感染の防止（マスク着用の徹底や従業員用マスク購入、配布、消毒薬の使用等）
- (2) 接触感染の防止（事業所の消毒、手洗い等の励行、ソーシャルディスタンスの確保等）
- (3) 発熱者等の施設への入場防止（検温の実施による出勤・入場規制等）
- (4) 3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止（コロナ対策としての換気・入場制限等）

■申請期間

令和2年8月3日（月）から10月30日（金）まで【予定】

■実施スケジュール

8月3日（月） 申請受付開始

10月30日（金） 申請受付終了

■問い合わせ

市民部産業振興課 0422-60-1832